

石川県公報

平成28年6月3日

第12906号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
○救急病院の認定	(地域医療推進室)	1	○予防接種を行う医師に係る公告 (同) 8
○青少年に有害な興行の指定	(少子化対策監室)	1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) 9
○青少年に有害な図書等の指定	(同)	1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) 10
○漁業の免許	(水産課)	2	○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課) 11
○第5種共同漁業権の遊漁規則の認可	(同)	2	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課) 11
公 告		公安委員会	
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	6	○地域交通安全活動推進委員の委嘱 12
○予防接種を行う医師に係る公告	(同)	7	○地域交通安全活動推進委員の辞職 12

告 示

石川県告示第299号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
石 田 病 院	金沢市寺町3丁目10番15号	平成28年6月1日	平成31年5月31日

石川県告示第300号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	エロ風俗 やらせてむさぼる女たち	新 東 宝 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成28年6月3日

石川県告示第301号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2016年7月号 (04333-07)	(株)エイダブリュコーポレーション 金 沢 支 社
〃	Nai Nai プレス北陸 2016年7月号 (06805-07)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成28年6月3日

石川県告示第302号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、次のとおり漁業の免許をした。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 免許年月日

平成28年6月1日

2 公示番号、免許番号、漁業権者の住所及び氏名又は名称

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名又は名称
内共第24号	内共第24号	白山市鶴来本町4丁目エ43番地2	白山手取川漁業協同組合

3 漁業の種類及び名称、漁場の位置及び区域、制限又は条件並びに存続期間

免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区の決定(平成28年石川県告示第76号)のとお

石川県告示第303号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第1項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権の遊漁規則を平成28年6月1日認可した。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 漁業権者の名称及び住所

白山市鶴来本町4丁目エ43番地2

白山手取川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第24号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

ア 竿釣、流し網又は投網の漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を納付しなければならない。

イ 内共第24号における竿釣(毛針釣、友釣)は、全魚種とも平成28年に限り遊漁料の納入を要しないものとする。

(2) 漁具漁法の制限

ア 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする同表の中欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁具漁法	規 模
あゆ	竿釣	毛針釣及び友釣 (ルアー一釣を含み、掛針は 4 本以内とする。)
	流し網	1 統数 1 人 1 統 2 網丈90センチメートル以下、浮子網の長さ5.5メートル以下、網目2.8センチメートル以上のもの
	投網	1 統数 1 人 1 統 2 網目2.8センチメートル以上のもの
やまめ (さくらます) 及びいわな	竿釣	毛針釣、エサ釣又は擬似餌釣

イ 石川県内水面漁業調整規則 (昭和44年石川県規則第44号。以下「県規則」という。) 第27条に定める漁具漁法で水産動物を採捕してはならない。

(3) 遊漁期間

ア 次の表の第 1 欄に掲げる魚種を対象とし、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる区域で同表の第 3 欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の第 4 欄に掲げる期間でなければならない。

魚 種	区 域	漁法	期 間
あゆ	A地区 川北大橋下流端より上流の内共第 5 号区域内の手取川本流、支流の和佐谷川、三宮大谷川、白山大谷川、大谷川、江津川及び大倉谷川の全域	竿釣	6 月 16 日から 12 月 31 日まで
		流し網	8 月 15 日から
		投網	12 月 31 日まで
	B地区 内共第 5 号区域内の大日川、支流の杖川、堂川、藤谷川、下出合川、上出合川、矢谷川及びアシガ谷川の全域	竿釣	6 月 16 日から 12 月 31 日まで
		流し網	8 月 15 日から
		投網	12 月 31 日まで
C地区 川北大橋下流端より下流の内共第24号の区域	竿釣	6 月 16 日から 12 月 31 日まで	
	流し網 投網	7 月 21 日から 11 月 30 日まで	
やまめ及びいわな	内共第 5 号、内共第 6 号、内共第 7 号、内共第 8 号、内共第 9 号及び内共第 24 号 (やまめに限る。)	竿釣	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
さくらます	内共第 5 号及び内共第 24 号		3 月 1 日から 6 月 15 日まで
備考 遊漁の期間は、第 4 欄に掲げる期間内で組合が定めて公示する期間とする。			

イ アの表の備考に掲げる公示は、北國新聞及び北陸中日新聞に掲載して行うものとする。

ウ C地区の流し網、投網の対象者は、平成27年度県網許可受給者で、組合より毎年の遊漁承認証を交付された者に限る。

(4) 禁止区域

(3)の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる漁具漁法を対象として同表の中欄に掲げる区域で行う遊漁は、同表の右欄に掲げる期間中行ってはならない。

漁具漁法	区 域	期 間
全漁具漁法	内共第 5 号 1 手取川白山発電用ダム上流端より上流50メートルから下流一の宮大橋下流端までの区域 2 大日川河野三ヶ用水ダム上流端より上流50メートルから下流大日橋下流端	通年

	までの区域 3 白山市杉森町大日川第2発電所ダムより上流50メートルから同ダムより下流100メートルまでの区域 内共第6号 1 板尾大谷川の板尾谷第3号えん堤(白山市河内字板尾ウ部6番地)上流端より上流 2 直海谷川の直海谷川治山えん堤(白山市河内字奥池タ部1番13地)上流端より上流 3 内尾谷川の内尾谷第2号えん堤(白山市河内字内尾ヌ部21の141地)上流端より上流 内共第8号 白山市中宮白山白川郷ホワイトロード料金所ゲートから上流の尾添川本流及び支流の区域	
全漁具漁法(あゆに限る。)	内共第24号 手取川本流北陸線下流鉄橋下流端から手取川大橋下流端までの区域	9月15日から 11月30日まで
網漁	内共第5号 1 白山市左礫町左礫用水ダムより上流全域 2 手取川本流明島放水路より下流の内共第5号の区域	通年

(5) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種は、同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな	15センチメートル
やまめ(さくらます)	15センチメートル

4 遊漁料の額及びその納付の方法

- (1) 3(2)の漁具漁法を使用して遊漁する場合で、白山手取川漁業協同組合事務所(白山市鶴来本町4丁目エ43番地2)及び当組合指定の遊漁証交付場所において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の第5欄に掲げる金額にそれぞれ2,000円を加算した額とする。ただし、日券は、同欄に掲げる金額に1,000円を加算した額とする。

魚 種	区 域	漁 具 漁 法	期間	遊漁料
あゆ	内共第5号	流し網及び投網	1年	13,000円
	内共第24号	竿釣(毛針釣)	1年	3,000円
		竿釣(友釣)		5,000円
		流し網及び投網(平成27年度県網許可受給者に限る。)	無 料	
	内共第5号及び内共第24号共通	竿釣(毛針釣、友釣)	1日	2,000円
		竿釣(毛針釣)	1年	5,000円
竿釣(友釣)		7,000円		
やまめ(さくらます)及びいわな	全内共共通	竿釣	1日	3,000円
	内共第6号、第7号、第8号、第9号及び内共第5号のうち手取川本流以外		1年	5,000円
さくらます	内共第5号のうち手取川本流及び内共第24号			8,000円

- (2) 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、(1)の規定にかかわらずそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

学齢に達しない幼児、小・中学生若しくは高校生又は女性	無料
70歳以上の高齢者又は障害者手帳保持者	(1)の表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ0.5を乗じて得た額(網漁を除く。)

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式1の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 平成27年度県網許可受給者(県規則第6条関係)から遊漁承認証の交付申請を受けたときは、様式1の遊漁承認証を県網許可受給者に交付するものとする。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (4) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (5) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成28年6月1日

様式1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証 No. _____					
下記のとおり遊漁を承認します。					
遊漁者	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(住所)</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td style="text-align: right;">年齢</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	年齢
(住所)					
(氏名)	年齢				
承認期間 魚種 漁具漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 顔 写 真 </div>				
白山手取川漁業協同組合 印					

(裏)

注 意 事 項
1. 遊漁するときは必ず本証を携帯すること。 2. 本証は記名者本人に限り有効とする。 3. 漁場監視員が巡視の際は、本証を提示しなければならない。 4. 本券の再発行は行わない。 5. 遊漁に際しては、当組合の遊漁規則を遵守しなければならない。
当組合が行っている増殖事業
1. 当組合では、稚魚及び成魚放流の他、天然資源を増やすための産卵床造成を行っています。

様式2 漁場監視員証

(表)

(裏)

漁場監視員証		No. _____
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。		
(氏名)	年齢	
(住所)		
有効期間		
自	年	月 日
至	年	月 日
		顔 写 真
発 行 者		
白山手取川漁業協同組合 印		

注 意 事 項
1. 漁場監視の際は、必ず本証を携帯しなければならない。
2. 本証を紛失した場合は、直ちに組合に届け出なければならない。

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
石 倉 祐 貴	県内全域	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
上 田 秀 保	〃	七尾市万行町5部65番地の5 医療法人社団良俊会 岡田胃腸科外科クリニック
赤 尾 浩 慶	〃	七尾市御祓町ホ部26の5 医療法人社団豊明会 北村病院
城之前 翼	〃	七尾市国分町ラ部2番地1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック
平 井 文 彦	〃	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
佐 藤 就 厚	〃	〃
泉 谷 麻 子	〃	〃
中 山 佳 苗	〃	〃
尾 山 量 子	〃	〃
志 摩 純一郎	〃	〃
田 邊 稔 明	〃	〃
二 川 真 子	〃	〃
圓 山 尚	〃	〃
宮 田 潤	〃	〃
松 沼 亮	〃	〃
宮 澤 正 樹	〃	〃
寺 田 七 朗	〃	〃
小 川 尚 彦	〃	〃

材 木 義 隆	〃	〃
松 浦 寿 一	〃	〃
中 山 啓	〃	〃
東 雅 也	〃	〃
小 西 正 剛	〃	〃
浦 本 秀 隆	〃	〃
池 田 芳 久	〃	〃
小 倉 慶 雄	〃	〃
田 村 祐 大	〃	〃
岸 敦 之	〃	〃
八 田 順 子	〃	〃
久保田 佳 子	〃	〃
小 泉 尚 子	〃	〃
金 子 貴 芳	〃	〃
中 山 佳 苗	〃	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック
松 浦 寿 一	〃	〃
宮 田 潤	〃	〃
尾 山 量 子	〃	〃
志 摩 純一郎	〃	〃
田 邊 稔 明	〃	〃
二 川 真 子	〃	〃
圓 山 尚	〃	〃
木 村 亮 豎	〃	〃
山 下 勇 樹	〃	〃
山 端 潤 也	〃	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院
真 智 俊 彦	〃	〃
牧 野 智	〃	〃
中 野 泰 斗	〃	〃
岡 本 義 之	〃	〃
井 上 なつみ	〃	〃
平 松 茂	〃	〃
根 本 育 実	〃	〃
上 野 和 音	〃	〃
大 貫 佳 春	〃	〃
中 村 有 加 里	〃	〃
吉 田 智 香 子	〃	〃
真 智 俊 彦	〃	七尾市能登島向田ろ部8番地1 七尾市国民健康保険直営 能登島診療所
真 智 俊 彦	〃	七尾市中島町西谷内への98番地 七尾市国民健康保険直営 鉤打診療所
原 潤一郎	〃	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
原 潤一郎	〃	金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
藤 澤 麗 子	県内全域	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
清 水 陽	〃	〃
小 坂 一 登	〃	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院
古 谷 直 生	〃	〃
前 田 文 恵	〃	加賀市作見町リ36番地 加賀市医療センター
村 岡 正 裕	〃	〃
吉 田 勝 彦	〃	〃
松 寺 直 樹	〃	〃
正 司 政 尚	〃	金沢市宝町13番1号 金沢大学附属病院
杉 浦 英 恵	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
大 野 美 樹	県内全域	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
藤 井 瑞 枝	〃	羽咋郡志賀町高浜町ヤの79番地1 志賀クリニック
門 野 至	〃	〃
古 田 晋 一	〃	七尾市本府中町ワ部5番地 七尾松原病院
中 野 里 奈	〃	〃
松 木 伸 夫	〃	かほく市二ツ屋ソ72番地 医療法人社団芙蓉会 二ツ屋病院
佐々木 雅 仁	〃	〃
川 原 弘	〃	〃
水 富 一 秋	〃	加賀市作見町リ36番地 加賀市医療センター
近 澤 博 夫	〃	〃
小 泉 一 郎	〃	〃
上 出 真 一	〃	〃
海 崎 智 恵	〃	〃
大 辻 道 雄	〃	〃
田 川 庄 督	〃	〃
岡 田 和 弘	〃	〃
富 永 桂	〃	〃
東 谷 拓 弥	〃	〃
和 田 明 梨	〃	〃
木 場 隼 人	〃	〃
丹 保 裕 一	〃	〃
舟 田 晃	〃	〃
寺 本 了 太	〃	〃
余 川 順一郎	〃	〃
小 林 武 嗣	〃	〃
此 下 忠 志	〃	〃

篠原もえ子	〃	〃
小山善子	〃	〃
長谷川英裕	〃	〃
南昌秀	〃	〃
山田和徳	〃	〃
川北整	〃	金沢市赤土町ニ13番地6 石川県済生会金沢病院
有手英子	〃	〃
須田烈史	〃	〃
米澤宏隆	〃	〃
高田宗尚	〃	〃
菅幸大	〃	〃
室石豊輝	〃	〃
澤田知佐	〃	〃
中尾将治	〃	〃
丹保裕一	〃	〃
山村健太	〃	〃
西川昌志	〃	〃

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
本山敦士	七尾市御祓町ホ部26の5 医療法人社団豊明会 北村病院	平成28年3月31日
伊川廣道	七尾市国分町ラ部2番地1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック	〃
押切貴博	〃	〃
真智俊彦	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	〃
大竹茂樹	〃	〃
藤本圭司	〃	〃
上野桂一	〃	〃
西願司	〃	〃
西部明子	〃	〃
朝川美和子	〃	〃
尾高真希	〃	〃
佐伯啓吾	〃	〃
谷まゆ子	〃	〃
望月聖太	〃	〃
山田和俊	〃	〃
島啓介	〃	〃
清水ふき	〃	〃
下田浩	〃	〃
高嶋勇志	〃	〃
濱岡祥子	〃	〃
牧田直樹	〃	〃

宗本尚俊	〃	〃
森雅之	〃	〃
黒川浩司	〃	〃
沖野一晃	〃	〃
原口貴敏	〃	〃
山本怜奈	〃	〃
小川翔	〃	〃
磯村洋平	〃	〃
望月聖太	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック	〃
沖野一晃	〃	〃
岩本龍哉	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院	〃
黒田涼	〃	〃
室石豊輝	〃	〃
松田祐介	〃	〃
野口和寛	〃	〃
喜多大輔	〃	〃
荒井美奈子	〃	〃
張田雅之	〃	〃
川村亮	〃	〃
川口公平	七尾市能登島向田ろ部8番地1 七尾市国民健康保険直営 能登島診療所	〃
中泉治雄	〃	〃
野村匡晃	七尾市本府中町ワ部5番地 七尾松原病院	〃
久保田龍一	〃	〃
豊田健	〃	〃
木下香織	〃	〃
中村拓路	七尾市小島町ニの60 医療法人財団愛生会 浜野クリニック	〃
林洋平	金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院	〃
林洋平	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所	〃

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
山崎圭介	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	平成28年3月31日
井口雅史	〃	〃
岡山忠樹	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院	〃
柏原健伸	〃	〃
川口公平	七尾市中島町西谷内への98番地 七尾市国民健康保険直営 鉦打診療所	〃
中泉治雄	〃	〃
木田明彦	金沢市赤土町ニ13番地6 石川県済生会金沢病院	〃
柴田義宏	〃	〃
竹内明子	〃	〃
辻大祐	〃	〃

坂下 泰 浩	〃	〃
田中 達 朗	〃	〃
石井 健 夫	〃	〃
高田 明 子	〃	〃
西川 晋 吾	〃	〃
中條 正 博	かほく市二ツ屋ソ72番地 医療法人社団芙蓉会 二ツ屋病院	平成28年4月1日

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
内 灘 町 土 地 改 良 区	平成28年5月27日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり地域登録検査機関の変更の届出があった。

平成28年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社めぐり能登

奥村 山海

七尾市石崎町ヨ部17番地2

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
仁 八 慶 純	七尾市三室町11-40-1	玄米

(2) 記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
清 水 一	羽咋市東的場町雁田10-2	玄米

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

志賀農業協同組合

新谷 克己

羽咋郡志賀町末吉新保向1番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
田 中 智 也	羽咋郡志賀町高浜町ノ-36-99	玄米、大麦、大豆

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第67号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により告示する。

平成28年6月3日

石 川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	委嘱年月日
七 尾 警 察 署	杉 本 祐 一	七 尾 市	平成28年5月19日

石川県公安委員会告示第68号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員に委嘱した次に掲げる者から、辞職の申出があったので承認した。

平成28年6月3日

石 川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	辞職年月日
七 尾 警 察 署	政 浦 義 輝	七 尾 市	平成28年5月19日